

内閣参質二〇一第九〇号

令和二年四月十四日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人の帰還問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人の帰還問題に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねについては、統計をとつておらず、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、日朝両赤十字間の会談に関する事であり、政府として網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「協定による帰還事業終了後においても本人の自発的意思に基づいて帰国をした者」の具体的な範囲が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、在日朝鮮人の帰国問題に関する昭和四十六年一月の日朝両赤十字代表団の合意書に基づき、同年五月十四日から同年十月二十二日までの間、六次にわたり帰還が実施され、合計千八十一人が北朝鮮に渡航するとともに、在日朝鮮人の帰国問題に関する同年二月の日朝両赤十字代表団会談要録に基づき、同年十二月十七日から昭和五十九年七月二十五日までの間、二十六次にわたり帰還が実施され、合計三千六百四十八人が北朝鮮に渡航したもの

と把握している。